

注 意 事 項

旭川地方検察庁の記者会見参加のために旭川法務総合庁舎（以下「総合庁舎」という。）に入館するに際しては、下記事項を遵守願います。下記事項に反する行為をした場合には、直ちに退館させるとともに以後の入館は認めない。

記

- 1 入館時に庁舎1階受付において、社名等を告げ面会票に社名・氏名等を記入の上、識別票の交付を受けて、総合庁舎入居職員等が目視可能な位置に識別票を着用し、退館時に識別票を返還すること。
- 2 記者会見場及び1階待機場所以外には立ち入らず、他の来庁者等のプライバシーを侵害するような行為はしないこと。
- 3 記者会見場はもとより、庁舎内では職員及び警備員の指示に従うこと。
- 4 記者会見の際のカメラ撮影（テレビカメラ等による動画を含む。）、録音機器による録音については、会見者側が事前に許可した場合を除き、行わないこと（会見者側が許可した場合であっても、撮影などは冒頭部分のみとし、撮影方法等については職員の指示に従うこと。）。
- 5 記者会見中に会見状況を画像、音声又は電子情報（ブログ等へのライブの書き込みを含む。）などで同時配信しないこと。

旭川法務総合庁舎管理者